

介護保険の標準段階の変更について

介護保険法施行令の一部改正により、令和7年4月1日より、介護保険料標準段階の一部について、80万円から80.9万円に基準所得金額が見直しとなる

【改正内容】

令和6年に支給される老齢基礎年金（満額）が80万円を超えることを踏まえ、老齢基礎年金満額受給者の保険料負担に影響が出ないように、必要な改正を行うもの

区 分	対 象	保険料率※ （最終乗率）	年間保険料
第1段階	- 生活保護受給者 - 世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 - 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等 80万9千円以下	基準額×0.455 (0.285)	32,200円 (20,100円)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等 80万9千円 超120万円以下	基準額×0.685 (0.485)	48,400円 (34,300円)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等 120万円超	基準額×0.690 (0.685)	48,800円 (48,400円)
第4段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる） かつ本人年金収入等 80万9千円 以下	基準額×0.900	63,700円
第5段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる） かつ本人年金収入等 80万9千円 超	基準額	70,800円

※第1段階から第3段階は、国の方針により軽減を行っています。表中の（ ）内の金額が軽減後の額です。